平成２７年（フ）第８８号
埼玉県加須市久下1688番地１、旧住所埼玉県加須市不動岡３丁目14番地７
債務者　岡田　孝治
１　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
埼玉県久喜市栗橋東１丁目６番２―405号
債務者　川　　宗浩
１　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４５号
埼玉県草加市花栗２丁目10番６―306号
債務者　小野寺明彦
１　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
川崎市川崎区中瀬３丁目15番５―304号　スカイパールマンション、前住所川崎市川崎区中島１丁目９番７号
債務者　津谷　政美
１　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５２４号
大阪府泉大津市二田町３丁目２番18号
債務者　松本　雄一
１　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５２７号
大阪府阪南市石田600番地の６―20棟407号
債務者　口元　郁弥
１　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
大阪府泉南市男里７丁目27番10号
債務者　庄山　清和
１　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
大阪府和泉市箕形町６丁目８番３―205号
債務者　上川路由紀
１　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
大阪府和泉市上町437番地の１―714
債務者　寺田　秋弘
１　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
大阪府岸和田市吉井町４丁目10番24―205号
債務者　クサカオートこと　日下　　進
１　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
大阪府和泉市鶴山台３―９―15―606、住民票上の住所大阪府和泉市上町436番地の37
債務者　小笠原久子
１　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４２号
大阪府和泉市鶴山台３丁目９番15―606号
債務者　小笠原めぐみ
１　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
大阪府泉南市樽井８丁目14番19―404号
債務者　山田　　大
１　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
大阪府泉佐野市日根野4102番地の１プチメゾンセーヌ201
債務者　青木　　亮
１　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１号
大分県玖珠郡玖珠町大字大隈900番地の15　コーポＳＡＫＡＩ101
債務者　寺本　　慶
１　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第３８７号
北海道旭川市春光４条４丁目１番３―206号
債務者　宮川　尚久
１　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８８号
北海道旭川市春光４条４丁目１番３―206号
債務者　宮川　雅美
１　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部